

警察署協議会議事要旨

協議会名	宮城県登米警察署協議会
開催日時	平成30年2月27日(火) 午後2時58分から 午後4時10分まで
開催場所	宮城県登米警察署大会議室
出席者等	協議会委員(会長以下5名) 警察署側(署長以下11名)
議事概要	<p>1 開会</p> <p>2 挨拶</p> <p>(1) 会長挨拶</p> <p>平成30年第1回登米警察署協議会が開催できることを、皆さんとともに喜びたいと思います。</p> <p>本日は、登米警察署の任務内容を皆さんで理解しながら、忌憚のない意見を出し合い、より良い町づくりの一助にしたいと考えていますので、宜しくお願いします。</p> <p>(2) 署長挨拶</p> <p>はじめに、昨年の県内の情勢について、説明させていただきます。</p> <p>昨年の県内の刑法犯認知件数は、平成14年以降、減少が続いているほか、交通死亡事故も昨年と比較して減少となっており、一定の改善傾向にあります。</p> <p>ただ、特殊詐欺の被害につきましても、件数が昨年と比較して増加し、非常に大きい額の被害が出ている状況でございます。</p> <p>また、交通事故死者数も減少したものの、高齢者の方が被害に遭う事故が多発しているということで、なかなか県民の体感治安というのが、皆さんに理解していただけないところもあるのかなと思っております。</p> <p>さらに今年に入ってから、交通死亡事故が昨年と比べるとかなり多く、すでに9人の方が亡くなっている状況で、情勢は極めて厳しいものとなっております。</p> <p>そのような中、当署管内の情勢についてお話しますと、昨年12月に東和町米谷地内におきまして交通死亡事故が発生し、高齢者の方が亡くなりました。</p> <p>この事故を含めまして、昨年は当署管内で交通死亡事故が2件発生し、2人の方が亡くなっておりますが、いずれも高齢者の方でございますので、その点をよく踏まえながら、本年は交通事故対策等を推進しなければならないと思っております。</p>

また、県内の刑法犯の認知件数を説明しましたが、当署管内の刑法犯認知件数は、過去10年間の中で48件と最少となった平成28年から昨年は13件増加して61件という認知件数となったため、犯罪抑止対策も推進していかなければならないと考えております。

このように取り組むべき課題が山積しておりますが、管内の住民の方々が安心して生活ができる地域社会を実現すべく、署員一同努力をしておりますので、本日も皆様からの貴重なご意見をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

### 3 議長選出

会則により会長を議長とし、以後の議事を進行した。

### 4 定足数の確認

協議会委員5名全員の出席により本協議会の成立を確認した。

### 5 議事録署名委員の指名

議長が、平成30年第1回登米警察署協議会議事録署名委員2名を指名した。

### 6 報告事項

#### (1) 平成29年度警察署協議会代表者会議の出席結果について(会長)

平成30年2月7日、宮城県警察本部で警察署協議会代表者会議が行われ、県警本部から3点の重点課題等について説明がありました。

1点目は、生活安全部から「サイバー犯罪の現状と今後の取組について」の説明がありました。

平成29年中におけるサイバー犯罪検挙件数は、過去最高の数値だったとのことで、今後も各警察署と連携をとりながら対応を進め、犯罪の減少に努めていくとのことでした。

2点目は、組織犯罪対策局から「対立抗争集中取締本部の取組状況について」の説明がありました。

六代目山口組の分裂による対立抗争が大きな問題となっているようで、今後も情報収集や組事務所の取締強化に努めるということでした。

3点目は、交通部から「交通死亡事故抑止対策の推進について」の説明がありました。

平成29年中の死亡事故は、高齢者が死者全体の6割以上を占めているほか、高齢運転者が3割以上を占めているので、今後は高齢者を対象とした交通安全教育や広報啓発活動を実施していくとのことでありました。

また、警察署協議会の活動事例の発表がございまして、仙台南警察署協議会と佐沼警察署協議会から事例発表がありました。

仙台南警察署協議会では、平成29年7月1日に広瀬川緑地公園内で、特殊詐欺被害防止等を目的とした凧揚げを行ない、メッセージが書かれた凧の凧揚げを通して、広く市民に広報啓発を実施できたという報告でした。

佐沼警察署協議会では、署員がパトカーの緊急走行訓練を行い、その訓練状況を協議会委員が視察し、警察業務への理解と認識を深めたという事例の発表でした。

代表者会議では、各警察署協議会の方が集まって、県警の重点課題や取組方針を聞くことができたので、お互いに共通認識を持てたと思います。

(2) 平成30年における登米警察署の交通死亡事故抑止方策について  
(交通課長)

まず、平成29年中の交通事故発生状況について説明いたします。

昨年中の県内の交通事故発生状況ですが、死亡事故は50件51人で、前年比マイナス17件マイナス20人となり、死亡事故が大幅に減少したほか、人身事故と物損事故も減少しております。死亡事故の特徴としては、歩行者の事故が39.2パーセントと高くなっており、歩行者事故の70パーセントが夕暮れ時や夜間に発生しております。

また、死者の6割以上は高齢者となっているほか、高齢運転者が3割以上を占めている特徴もあります。

次に、登米警察署管内の交通事故発生状況について説明します。

死亡事故については、2月に登米町、12月に東和町で発生し、合計2件の発生、2人の方が亡くなっており、前年比プラス1件1人となります。

人身事故の発生件数は34件で、前年比マイナス8件、物損事故発生件数は337件で、前年比マイナス20件となり、人身事故、物損事故とも減少しております。

旧4町別の交通事故発生状況について説明します。

人身事故は、旧4町とも前年と比較して減少若しくは前年と同じ件数でした。

物損事故については、豊里町だけプラス2件で若干増加しておりますが、全体ではマイナス件数となっております。

管内の交通事故の特徴について説明します。

管内での交通事故の4割以上が国道で発生しており、その事故の原因の3割以上が安全不確認が原因となっています。

また、車両単独での交通事故が全体の4割以上と高くなっております。

続きまして、平成30年における交通死亡事故抑止活動方策について説明します。

「受講者の心に響く交通安全教育の推進」についてですが、昨年は、交通安全協会・母の会・社会福祉協議会・地域課員等との連携により「セーフティサポートカーみやぎくん」「歩行環境シミュレーター」を使用した体験型交通安全教育を5回実施しましたが、本年は、昨年以上に体験型交通安全教育を推進して行こうと思います。

「運転者に注意を喚起する見える見せる活動の強化」については、当署独自の取組である「見える・見せる・マルチ的な」全車検問を

朝夕の通勤・退社時間帯に国道346号で実施しておりますが、運転手に対する緊張感の維持に効果が認められることから、本年も継続実施して行く予定であります。

また、交通安全協会・安全運転管理者会・母の会・地域交通安全推進委員との協働による季節毎の街頭キャンペーンを実施しておりますが、これらの街頭キャンペーンは例年実施されていることから、本年はさらに創意工夫して継続実施して行こうと思っております。

「高齢者を対象とした対策の推進」については、県内及び管内で発生した交通死亡事故のうち、65歳以上の高齢者の事故が多いという特徴がありますので、高齢者の交通事故防止対策を推進していくこととしております。

当署では、関係機関団体と連携し、高齢者宅へ赴いての交通安全指導や敬老会・グランドゴルフ大会など高齢者が集まる機会を活用した出前式交通安全教室などを強力に推進し、高齢者の交通事故抑止対策を推進します。

「自転車安全利用対策の推進」についてですが、地域交通安全推進委員・高校生ボランティア「t o m eスマイル隊」・中学生ボランティア団体「4 T隊」などと協働による街頭での自転車利用安全キャンペーンの実施や、交通安全協会と協働して通学時における交通事故防止広報活動を推進するとともに、地区交通安全協会と協働で昨年実施した管内全小学6年生を対象とした自転車用反射材の無料配布を継続実施予定です。

また、例年仙台市青葉区の広瀬体育館で開催される高齢者の交通安全自転車大会に出場のため、登米地区予選を開催し、高齢者の自転車安全意識の高揚を図っていきます。

次に、「民間企業を巻き込んだ広報啓発の推進」についてです。

広報啓発を行う上で「警察のみ」の活動では限界があります。

そこで、昨年に引き続き、佐沼警察署、登米市と協力し、民間企業の協賛を得て「飲酒運転根絶キャンペーン」を展開します。

当署管内においても、いまだ飲酒運転が後を絶ちません。

当署では、本年も引き続き「飲酒運転・しない・させない・許さない」をスローガンに安全運転管理者会・交通安全協会等と連携し、飲食店訪問や各種媒体を活用した広報活動を通じて、飲酒運転根絶気運の醸成に努めます。

なお、本年も安全運転管理者会・交通安全協会と連携し、事業所訪問や事業所で交通講話等を開催して、職場及び職員に対する交通事故抑止広報を行ない、交通安全の高揚を推進します。

最後に、今年も死亡事故ゼロを目標として、交通事故発生実態を分析し、その分析結果に基づいて、指導取締り・レッド駐留などを効果的に実施して、「交通死亡事故ゼロへの挑戦、登米っぺ交通事故」をスローガンに抑止対策を強力に推進していくこととしております。

(3) 平成30年における登米警察署の犯罪抑止方策について（生活安

全課長)

平成29年中の宮城県内や当署管内における刑法犯認知件数等について説明します。

宮城県内における刑法犯認知件数は、平成13年の約5万件をピークに減少傾向にあり、昨年は1万4,929件まで減少し、1万5,000件を切ったところです。

一方、登米警察署管内の昨年の刑法犯認知件数は61件で、前年比プラス13件となっているものの、過去5年間に於いて2番目に低い数字であり、減少傾向にあると捉えることができると思います。

平成29年の犯罪抑止活動の取組結果について説明します。

登米警察署におきましては、登米地区防犯協会、登米地区少年補導員協会と連携して各種活動を実施しております。

特に、全国地域安全運動期間や年末年始における特別警戒期間を中心とした積極的な防犯活動を推進し、年末年始の特別警戒は、登米・佐沼両警察署、各地区防犯協会、登米市消防本部、消防団、交通安全協会等が合同で出動式を実施し、登米市一体となった防犯活動を積極的に実施しました。

次に、自主防犯ボランティアとの連携です。

登米警察署管内には登米市防犯指導隊のほかに、自主ボランティア団体が複数あり、学校付近での見守り活動や夜間における駅周辺での警戒活動を自主的に実施していただきました。

また、平成29年は、これまで活動していた管内4つの中学校の生徒で構成される中学生ボランティア「4T隊」に加えて、登米高等学校においても高校生ボランティア「tomeスマイル隊」の結成を促しました。

このような子ども達の団体が、全国地域安全運動期間中を中心に警察とともに積極的な防犯広報活動の推進をしました。

青少年による防犯広報は、犯罪抑止広報の他に中高校生自身に規範意識を高めさせることに効果的であり、非行少年を生まない社会づくりに大きく貢献しているものと思われまます。

また、警察が執るべき最大の防犯活動と以前から言われている犯罪検挙活動について説明します。

登米警察署における昨年の刑法犯認知件数が61件に対し、刑法犯検挙件数は41件でした。

検挙率は約67.2パーセントで、他署に比べて高水準で推移しています。

これ以外にも、軽微な事件や被害者がいない事件の検挙活動も積極的に行い、登米警察署を含む4警察署合同捜査による風営適正化法違反事件、身近な犯罪としての廃棄物の不法焼却事件等を検挙しました。

インターネット関連事件に関しましては、当署では10件以上インターネット関連事件を検挙しており、インターネット空間の事件を逃さず、検挙に結びつけました。

平成30年における登米警察署の犯罪抑止方策について説明します。

今年も継続的に犯罪の検挙と、地域住民とともに防犯活動を強く推進していきたいと考えております。

特に、2点につきまして犯罪被害予防対策をとりたいと考えております。

1点目は、特殊詐欺犯罪の被害予防対策です。

特殊詐欺は、ひとたび発生すれば、被害金額が高額になる可能性が極めて高い上に、捜査が長期化し、被疑者検挙に時間を要します。

犯罪を抑止することにより、治安を守ることにつながるので、今年も特殊詐欺関係の被害予防広報を重点的に行いたいと思っております。

2点目は、侵入窃盗の被害予防対策です。

昨年の当署の刑法犯認知件数61件のうち、19件が倉庫荒し等の侵入窃盗でした。

県内では全体の刑法犯の約8パーセントが侵入窃盗と言われているなか、当署は約31パーセントが侵入窃盗となっており、その割合は他の警察署に比べて、高い数字となっております

また、侵入窃盗は、犯人が居直って強盗に発展するなど大事件となるおそれがあります。

よって、当署としましては、侵入窃盗の抑止のために警察官を中心として、地域住民を巻き込んだ上での広報や防犯活動を推進し、安全安心な地域社会を実現していきたいと考えております。

## 7 報告事項に対する質疑応答

委員： 国道45号の交通量が少なくなったが、一台あたりの走行速度が速くなっているように思います。

車の速度が上がれば事故も大きくなると思いますし、物損事故が死亡事故に繋がることにもなると思います。

道路の交通状況や地域の要望等に応じて、有効な取締りを実施していただきたいと考えます。

また、侵入窃盗は、傷害や強盗などの大事件になりかねないので、そのようなことがないようにパトロールや広報をよろしくお願いしたいと思います。

交通課長： 速度違反の取締りは、ランダムな取締りを実施することにより、速度を抑える活動をしていきたいと思っております。

また、白バイなども多くパトロールしてもらうように要請しております。

生活安全課長： 侵入窃盗については、出入口に鍵を掛けないということが多いため、鍵を掛けていただくことをよりお願いしたいと思います。

また、パトロールは今まで以上の実施を考えておりますし、何よりも当署管内は、登米市の防犯指導隊が週2回パトロールをしているところです。

事件が発生した場合は、警察が全力を持って犯人を検挙するという意気込みで昨年同様に活動していきたいと思いをします。

委員： 前回の協議会で、津山町の採石場から国道45号に出てくるトラックの運転等に関して、注意喚起を願いたい旨の話をさせてもらいました。

以前に比べて改善されたと感じており、感謝しております。

ただ、トラックが軽乗用車のすぐ後ろについて接近して走っているのを見ると、事故につながるのではないかと心配になりますので、今後とも引き続き指導などをお願いしたいと思いをします。

それから、管内で発生した死亡事故の概要がわからないので、お話出来る範囲でどういったことが事故の原因なのかなど説明していただければ、私自身や家庭、会社で「こういうことに注意しましょう」などと話ができると思いをしますので、教えていただきたいです。

また、昨年12月に三陸自動車道が歌津インターまで開通しましたが、その関係で東和町の交通事情がどのように変わったのか教えていただきたいと思いをします。

交通課長： 採石場のトラックの関係につきましては、採石場での交通安全講習の機会がありまして、その際に運転手など皆さんに対して、地域住民や一般ドライバーの目があることを理解し、運転する時は飛び石など十分注意しながら安全運転を心がけるようお願いした経緯があり、今後も同様に指導をしていきたいと思いをします。

続きまして、当署管内で発生した死亡事故の特徴を説明します。

登米町で発生した1件目の交通死亡事故につきましては、高齢者の方による自損事故になります。

この方につきましては、免許証の自主返納をしたのですが、車の鍵を探し出して運転し、路外逸脱して発見が遅れたことと、胸部打撲などにより亡くなっております。

2件目は、東和町米谷の国道398号の直線からカーブに至る場所で発生しました。

乗用車側から見れば、対向車線に車が2台停車している状況で、その車両の後ろから高齢の歩行者の方が横断してきて、発見が遅れたためにはねてしまったという事故でした。

次に、三陸自動車道の延伸に伴う東和町の交通量についてですが、交通量が減少していることは間違いなくと思いをします。

ちなみに、昨日現在の今年の東和町管内の交通事故の

件数ですが、物損事故は16件で、前年比マイナス18件となっております。

他の3町は残念ながら、物損事故は増えており、東和町だけマイナスになっているので、三陸自動車道が延伸したこともあって、少しは物損事故の件数が減っているのかと思われます。

また、当署員も流動警戒や各種取締りなどを実施しておりますが、特に国道398号は、交通量が減っているように思います。

国道346号につきましては、日中帯は交通量が減ったように感じますし、特に大型自動車は減ったような感じが見受けられます。

委員： 東和町錦織地区のことなのですが、来年開通するバイパスが既存の道路と交差する部分があります。

その道路は通学路になっているものの、信号等の設置が難しいと聞いております。

今後どのようなになるのか、もしわかれば教えていただきたいです。

交通課長： ご指摘がありました国道346号錦織バイパスですが、住民の方から信号機設置の要望が出ております。

それに関しては、本部交通規制課から、基本的に信号機の新設はせず、管内の信号機を移設することで対応するよう要請がきております。

しかし、住民の方々から要望を踏まえ、移設ではなく、新たに設置する方向で本部担当課と折衝している最中でありま

委員： インターネットの事件に巻き込まれないように、自分自身の規範意識を高めていくということが、すごく重要なことだと再確認することができましたし、自分自身も知識をしっかり持つことが大事であると感じました。

あとは、高齢者の交通事故が多いということで、高齢者を重点とした対策の推進をされているようですが、身近で起きた出来事を通じて、しっかり高齢者対策をすることがすごく大切だと思っているところです。

委員： 平成29年3月に高齢運転者対策の拡充ということで、認知機能検査が実施されるといったことがあるようですが、それはいつの時点で何歳から対象なのか、運転免許の更新時に行うのかなど教えてください。

交通課長： 昨年の3月12日に道路交通法が改正になり、75歳以上の方については、まず自動車学校で高齢者の認知機能検査を受けていただき、その検査の結果次第で各分類に分けられます。

その分類の中で、特に認知症のある方については適正

検査があり、指定の病院で検査を行って診断書の提出をしていただきます。

認知症の程度が強度の場合は、運転免許証取消しに該当することになります。

今年になって、運転免許証を自主返納する方が増えておりますが、自主返納したこと自体を忘れてしまうことがあるので、家族や地域住民の皆さんの協力が必要です。

委員： 74歳の更新の時はどうするのですか。

交通課長： 74歳の更新はありません。

有効期限を調整し、75歳の時に免許更新するようになっております。

議長： 75歳以上は認知症検査を受けなければならないという結論ですね。

私が行政区長をしている地区からも自主返納した方がいますが、80歳を過ぎても元気に運転している方もいるので、医師の診断を受けるということは大事だと思います。

また、インターネット関係も、親の正しい認識と知識が必要だと思いました。

警察にお願いしたいのは、毎月配布する広報紙などで、地域住民にインターネットに関する知識をつけていただきたいです。

親はもちろんこと、私達大人がきちんと子ども達に対して、指導できるような立場になることが必要ではないかと思えます。

あと、私からなのですが、最近夜中に様々な勧誘電話が頻繁にきており、中にはその勧誘に応じてしまう人もいるかもしれないので、そのような勧誘電話に対する対応策を考えなければならないのかなと思っているところです。

生活安全課長： 様々な方策を講じて、対応を考えていきたいと思えます。

## 8 協議事項

速度取締り指針について（交通課長）

交通課から協議事項として、「速度取締り指針」について説明させていただきます。

当署では3つのエリアを重点に速度取締りを実施したいと考えております。

重点エリアについてですが、1つ目は「東和町地内の錦織、米川地区」となります。

この地区は国道346号が東西に走り、朝夕に震災復興関係車両が多く通行していることから、速度超過が内在する交通事故が多く発生している地域となります。

2つ目は、「東和町内の米谷地区」であります。

三陸自動車道が昨年12月9日に歌津インターまで延伸され、交通量は減少しましたが、交通量は未だに多い状況にあります。

さらに、地元関係者から「車がスピードを出して走行するので怖い」等といった情報も寄せられていることから重点としたものです。

3つ目は、「津山町内の横山地区」になります。

国道45号があり、朝夕の交通量が激しいほか、地元の学校などから取締り要望が寄せられている地域となります。

このほか、速度超過が多い場所や要望があった場所などについても実施することとしております。

なお、今後、三陸自動車道が延伸開通するなどで、交通の流れにが変化が生じたりした場合は、取締り重点の見直しを行いたいと思えます。

次に、当署管内における過去3年間の人身交通事故の発生状況について、説明します。

過去3年間で、109件の人身交通事故が発生しておりますが、安全不確認や前方不注視、動静不注視など、漫然とした運転に起因する交通事故が約7割以上を占めております。

なお、直接的な過失ではありませんが、速度超過が内在していると認められる事故が16件と約14.7パーセントを占めている状況です。

また、路線別の人身事故発生状況ですが、国道での発生は交通頻繁な国道346号が一番発生が多く、次いで国道45号線の発生が多い状況となっております。

おわりに、速度違反は交通事故につながる重大な違反です。

一般的な制動距離で説明いたしますと、速度40キロだと停止するまで約18メートルと言われており、速度が50キロだと停止するまで約27メートルとなります。

よって、単純に速度が10キロ増える毎に制動距離が約10メートル前後延びる計算になり、制動距離が延びれば衝突時の衝撃も大きくなります。

そのようなことから、これからも速度取締りについては強化していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

#### 9 協議事項に対する質疑応答

委員： ラジオなどで交通取締り情報が流れていると思いますが、今も流れていますか。

交通課長： それにつきましては、現在もラジオで流しているようですが、取締りの場所の一部のみが紹介されています。

警察官は、事故発生状況などを考慮して取締場所を変えますし、様々な違反を取り締まっています。

ラジオの情報を最後まで聞いていると、取締りは他の場所でも実施していますと注意しておりますので、至るところで取締りを実施している状況です。

議 長： 津山町の見通しの良い国道45号等は、スピードを出す車が多いように思います。

大きな事故がなければいいですが、事故防止のためにも交通取締を強化するとともに、住民に対して交通事故に気を付けるべき場所の広報も必要かと思います。

交通課長： 道路が狭い場所もあるので、地元の子供や高齢者の方は怖いと思っていると思いますので、取締等を強化していきたいと思います。

10 その他

(1) 要望・意見について

なし

(2) 次回開催日程について

警務課長： 平成30年第2回警察署協議会は、5月中旬を予定しております。

11 閉会